(3)　決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部  　エネルギー政策課 | 経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、業務開始の後に行われていた。  「ダイヤルイン電話」に係る経費支出  　　(1)　契約期間：平成28年４月１日から平成29年３月31日まで  (2)　経費支出伺の起案日：平成28年５月24日  (3)　経費支出伺の決裁日：平成28年５月24日  (4)　支出負担行為額：190,000円 | 財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 経費支出伺（支出負担行為）が必要な業務については、業務が開始される時期までに決裁を終えるよう、会計総務課から発行される「会計事務通信」等を利用しながら、財務会計事務のルール等について、改めて課内への周知徹底を図った。  また、年度当初は経費支出伺の件数が特に多くなるため、あらかじめ年度当初に経費支出伺すべきものをリストアップし、業務開始時期前に決裁が完了するよう複数名で確認できる進捗状況チェックリストを作成することで、決裁遅延を防止する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月７日から同年７月３日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 住宅まちづくり部  　住宅経営室  　　経営管理課 | 経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、業務開始の後に行われていた。  「郵便物送付に係る後納料金の利用について」  　(1)　契約期間：平成28年４月１日から平成29年３月31日まで  (2)　経費支出伺の起案日：平成28年５月26日  (3)　経費支出伺の決裁日：平成28年５月26日  (4)　支出負担行為額：2,400,000円 | 財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  　　　　経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 年度当初に経費支出伺を行う必要がある業務（年度当初から業務を開始するもの）について、リストを作成し、手続の遺漏がないよう当該リストに基づき適切な管理を行うこととした。  また、平成29年８月２日に実施した室内の会計事務研修などを通じ、今回の監査結果とともに財務会計事務のルールを周知徹底した。  今後とも、経費支出を伴う業務の実施に当たっては、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月12日から同年７月10日まで）